

第1章 年金

1. ファイナンシャル・プランナーとは

《問題1》

【解答】

1. ○
2. × 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーでも、具体的な数値を離れた事例を用いて、抽象的、一般的な税制の説明を「行うことはできる」。
3. × 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーは、たとえ無償であったとしても、他人の確定申告書の作成や個別具体的な税務相談を受けることは、税理士法に「抵触する」。
4. × ファイナンシャル・プランニング技能士の資格を有していても、生命保険募集人の登録を受けていないと生命保険の募集を行うことは「できない」。
5. ○
6. × 金融商品取引法で定める投資助言業務を行うためには、内閣総理大臣の登録を「受けていなければならない」。
7. × 金融商品販売法では、金融商品の重要事項について説明しなければならないとされており、金融商品販売業者等の業務や財産の状況の変化によって元本欠損が生ずるおそれがある場合は、その旨について「説明する必要がある」。
8. × 個人バランスシート（貸借対照表）とは、個人の一定時点における資産と負債の状況をあらわした表のことである。問題文は「ライフイベント表」の説明である。
9. ○
10. ○

11. ○
12. ○
13. × 第一種奨学金に比べ、第二種奨学金の方が、本人の学力や家計の収入等に係る基準がゆるやかに設定されている。
14. × 日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には、「無利息」の第一種奨学金と「利息が付く」第二種奨学金の2種類がある。いずれも奨学金の「返済は必要」であり、無利息の第一種奨学金の方が選考基準は厳しい。
15. ○
16. ○
17. ○
18. × 固定金利型と変動金利型のどちらが有利なのかは、そのときの金利情勢によって異なるので、一概には言えない。
19. × 一般に、選択する固定金利の期間が「短期」のものほど、返済当初に適用される金利水準が低い。逆に長期になるほど金利が高くなる。
20. × 元利均等返済方式とは、毎回の返済額が一定になる返済方法のことである。返済期間の経過に従って、毎回の返済金額が減少する返済方法は、元金均等返済方式のほうである。
21. ○

《問題2》

【解答】

1. 1) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが行う次の行為のうち、税理士法に抵触しないと解されるものは（顧客の質問に対し、一般的な税法の解説を行っているケース）である。
2. 2) ファイナンシャル・プランナーが顧客に対してライフプランニングを行う場合には、まず、顧客の希望や目的、資産状況などについて（情報収集）を行い、ライフプラン上の経済的な目標・目的の明確化を行う。次に、（顧客の現状分析）を行うことによって問題点を洗い出し、その問題点を解決するため、金融商品、保険等の知識を活用して、（対策の立案）を行う。さらに、プランを現実のものにするため実行を援助し、プラン実行後は（定期的なフォロー）を行う。
3. 3) <資料>を基にした場合のAさんの可処分所得の金額は、(6,200,000円)である。
可処分所得とは、年収から支払義務のある税金や社会保険料を除き、個人が自由に処分できる所得のことである。
$$\text{可処分所得} ; 8,000,000 \text{円} - (1,000,000 \text{円} + 800,000 \text{円}) = 6,200,000 \text{円}$$
4. 2) 利率（年率）3%で複利運用しながら、今後15年間にわたって毎年20万円を受け取る場合、最低限必要となる元金の額は、(239万円)である。
将来の一定期間にわたって一定額を受け取るために必要な元本を計算するために用いる係数は、年金現価係数である。

$$\text{必要な元本} ; 20 \text{万円} \times 11.9379 \approx 239 \text{万円}$$

5. 2) 利率（年率）2%で複利運用しながら10年間にわたって毎年500,000円ずつ積み立てた場合の10年後の元利合計額は、<資料>を利用して計算すると、**(5,474,850円)**となる。
毎年一定額を積み立てて将来いくらになるかを計算するために用いる係数は、**年金終価係数**である。
- 将来の目標金額 ; $500,000 \text{円} \times 10.9497 = 5,474,850 \text{万円}$
6. 1) Aさんは、毎年一定額を年利1%で複利運用しながら積み立てて、10年後に200万円を用意したいと考えている。この場合の毎年の積立金額は、200万円に利率1%・期間10年の**(減債基金係数)**を乗じることにより求められる。
将来の目標金額から毎年の積立額を計算するために用いる係数は、**減債基金係数**である。
7. 1) 利率（年率）2%で複利運用しながら5年後に100万円を用意する場合、係数表を使って現在必要な元本の額を算出するには、100万円に利率2%・期間5年の**(現価係数)**を乗ずる。
将来の金額から現在の金額を計算するために用いる係数は、**現価係数**である。
8. 3) 国の日本政策金融公庫を通じて行っている教育ローンである教育一般貸付の融資限度額は、学生・生徒一人につき**(350万円)**、返済期間が原則として**(15年)**以内である。
9. 1) 日本学生支援機構が取り扱う貸与型奨学金には**(無利息)**の第一種奨学金と**(利息付)**の第二種奨学金があるが、第二種奨学金では、その貸与を受けている間（在学中）について**(無利息)**とされる。
10. 1) 住宅金融支援機構の【フラット35】は、**(固定金利)**タイプの住宅ローンであり、**(融資実行)**時点での金利が適用される。
11. 3) 住宅金融支援機構の「フラット35」において、融資を実行するのは**(銀行等民間金融機関)**であり、金利は**(固定金利)**である。
12. 1) 民間の金融機関から借り入れている変動金利型の住宅ローンでは、通常、返済金利は**(半年)**ごとに、返済額は5年ごとに見直しされる。

13. 3) <A 図>・<B 図>は、住宅ローンの返済額について、元利金の内訳を図式化したものである。<A 図>は（元利均等返済）方式を、<B 図>は（元金均等返済）方式を表しており、両図の C 部分は（元金部分）を表している。
14. 1) 住宅ローンの返済方法のうち、元金均等返済方式と元利均等返済方式の利息を含めた総返済額を比較すると、返済期間や金利など他の条件が同じである場合には、一般に、その額は、（元利均等返済方式のほうが多い）。
15. 1) 住宅ローン（固定金利）の一部繰上げ返済は、元金部分の一部を期限前に返済することなので、その返済元金部分に対応する利息を支払わなくて済むことになる。したがって、住宅ローンの繰上げ返済は、総返済額を少なくする点からみれば、返済期間中の前半・中間・後半のうち、（前半）に行うほうが効果的である。

2. 社会保険

《問題1》

【解答】

1. × 健康保険に任意継続被保険者として加入できる期間は、最長で「2年」である。
2. × 退職後に健康保険の任意継続被保険者となるための申請は、原則として、被保険者資格を喪失した日から「20日以内」に行うこととされている。
3. ○
4. × 公的介護保険による保険給付の対象となるサービスを受けた者の自己負担割合は、原則として、そのサービスにかかった費用の「1割」である。
5. ○
6. × 労災保険は、業務上の事由や通勤による労働者の病気やケガ、障害、死亡等に対して保険給付が行われる制度である。よって、通勤災害についても保険給付の「対象となる」。
7. ○
8. × 労災保険の保険料は、「全額事業主が負担する」。
9. ○
10. × 雇用保険の被保険者が、一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を開始し、給付金を受けられる場合、その支給額は被保険者が実際に支払った費用の「2割(10万円を上限とする)」である。
11. × 高年齢雇用継続基本給付金は、原則として60歳到達時点に比べて、賃金が「75%未満」に低下した状態で就労している60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者に対して、一定期間支給される給付である。

《問題2》

【解答】

1. 2) 全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者が、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合の出産育児一時金の額は、1児につき（42万円）である。
2. 2) 健康保険の被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病または負傷およびこれにより発した疾病に関しては、その支給開始日から起算して最長（1年6ヵ月）である。
3. 2) 健康保険の被保険者資格喪失の日の前日まで継続して（2ヵ月）以上の被保険者期間を有する者が任意継続被保険者となるための申出をする場合、当該申出は、原則として、資格喪失の日から（20日）以内にしなければならない。
4. 2) 後期高齢者医療制度の被保険者は、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する（75歳）以上の者、または当該連合の区域内に住所を有する（65歳以上75歳未満）の者であって所定の障害の状態にある旨の当該連合の認定を受けたものである。
5. 1) 公的介護保険の保険給付は、当該制度の被保険者のうち、（市町村または特別区）から要介護認定または要支援認定を受けた者に対して行われる。
6. 2) 公的介護保険の被保険者は2つに区分され、（65歳）以上の者は第1号被保険者、（40歳以上65歳未満）の公的医療保険加入者は第2号被保険者となる。
7. 2) 労働者災害補償保険の休業補償給付は、労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の（第4日目）から支給され、その額は、原則として1日につき給付基礎日額の（100分の60）に相当する額である。
8. 2) 雇用保険の基本手当の原則的な受給資格は、離職の日以前（2年間）に、被保険者期間が通算して（12ヵ月）以上あることである。

3. 年金

《問題1》

【解答】

1. × 国民年金の第1号被保険者とは、日本国内に住所を有する20歳以上「**60歳未満**」の者であって、国民年金の第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しないものをいう。
2. ○
3. × 老齢基礎年金は、原則として、受給資格期間（保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計）が「**10年以上**」ある者が65歳に達したときに支給される。
4. × 老齢基礎年金を65歳よりも遅く、繰り下げて受給する場合、繰下げ1ヵ月につき「**0.7%**」増額された年金が生涯にわたって支給される。ただし、遅くすることができるのは、66歳から70歳までである。
5. ○
6. × 障害等級の1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、781,700円（2020年度価額）の「**1.25倍**」に相当する額である。
7. × 遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した被保険者等によって生計を維持していた配偶者、子、父母、「**孫、祖父母**」であって、「**兄弟姉妹は範囲外**」となる。

《問題2》

【解答】

1. 3) 国民年金の保険料免除期間を有する者は、当該期間に係る保険料について、厚生労働大臣の承認を受けることにより、その承認の日の属する月の前（10年）以内の期間に係るものに限り、追納することができる。
2. 3) 国民年金の保険料を滞納した場合、原則として（2年）以内の分は追納することができる。また、保険料の免除または猶予を受けた場合は（10年）分の追納をすることができる。
3. 3) 国民年金の付加年金は、国民年金の保険料に加算して月額（400円）の付加保険料を納付した者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給され、その額は「(200円) × 付加保険料納付済月数」の式で算出される。
4. 1) 60歳0ヵ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は、(0.5% × 60ヵ月) である。
5. 3) 特別支給の老齢厚生年金を受給するためには、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること、厚生年金保険の被保険者期間が（1年）以上あることなどの要件を満たしていなければならない。
6. 1) 厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき、その者によって生計を維持していた一定の要件を満たす配偶者または子がいる場合には、老齢厚生年金の額に（加給年金額）が加算される。
7. 1) 65歳未満の厚生年金保険の被保険者に支給される老齢厚生年金（在職老齢年金）は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が（28万円）以下のときは、支給停止は行われず、全額支給となる。
8. 3) 2008年5月以降に離婚した場合、夫婦間の合意がなくても、2008年4月以降の第3号被保険者期間について、第2号被保険者の厚生年金の2分の1を分割することができる。

9. 3) 障害基礎年金の保険料納付要件は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が**(3分の2)**以上あることである。ただし、初診日の属する月の前々月までの直近の**(1年間)**に保険料滞納期間がなければ、保険料納付要件を満たすものとみなされる（初診日において65歳未満である場合に限る）特例がある。
10. 2) 遺族基礎年金は、次のいずれかに該当する人の死亡であることが支給要件の1つである。
② 国民年金の被保険者資格喪失後、**(60歳以上 65歳未満)**で日本国内に住んでいる人
11. 3) 遺族厚生年金の額は、原則として、死亡した被保険者または被保険者であった者の厚生年金保険の被保険者記録を基に計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の**(4分の3)**に相当する額である。
12. 3) 確定拠出年金の企業型年金では、掛金の運用指図は**(加入者(従業員))**が行い、その運用に係るリスクは**(加入者(従業員))**が負う。
13. 1) 確定拠出年金の企業型年金の場合、掛金は事業主が拠出し、加入者（従業員）自身が、**(金融機関などの運営管理機関)**に対して運用の指図を行う。